

第5章 計画推進のための方策

- 1 計画推進のための体制
- 2 計画の周知と進捗状況の公表
- 3 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担

第5章 計画推進のための方策

1 計画推進のための体制

- 地域福祉計画に掲げる施策、事業の推進にあたっては、地域住民の目線に立って、より効果的、効率的な事業手法を検討する必要があります。
- そのため、地域住民と密接なつながりを持ちながら、その中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員等との連携を図り、地域課題の把握と対策を確認しながら事業を進めます。
- また、福祉サービス事業者との連携を深め、サービスの質の向上や、様々なニーズに適切に対応できる体制づくりにつなげていくことも重要です。
- このように、「自助・共助・公助」の取組が相互に補完しあうことで、地域福祉のさらなる充実が図られるよう、計画を推進していきます。

2 計画の周知と進捗状況の公表

- 地域福祉の推進には、住民や事業者と行政との協働が前提であることから、より多くの住民に計画を知っていただく必要があるため、市のホームページや広報紙への掲載など、あらゆる機会を通じて計画の周知に努めます。
- また、地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、庁内関係部局と連携しながら、執行状況や推進上の問題点を的確に把握し、八戸市健康福祉審議会社会福祉部会で、計画の進行管理や評価を行って、公表していきます。



3 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担

- 地域福祉の推進には、地域住民、事業者、行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んでいくことが必要です。
- 地域福祉計画は行政の施策、事業を中心に構成されていますが、以下に地域住民、事業者、行政それぞれの役割を明示し、努力目標として位置付けます。

(1) 地域住民の役割

- 行政や地域福祉を推進する団体への参加、協力、連携
- 福祉ボランティアなどへの参加
- 地域住民同士の日常的な交流
- 見守り、声かけなどの自主的な福祉活動
- 災害時に備えた平常時からの準備（防災用品の備蓄、避難経路の確認等）
- 地域福祉を担う人材の発掘 など

(2) 事業者の役割

- 行政、地域との連携、交流
- ボランティア休暇制度の導入やボランティア活動への支援・奨励

【以下、福祉関係事業者の役割】

- 福祉ボランティアなどの受入れ
- サービスの質の向上（無料又は定額な料金による福祉サービスの提供など）
- 相談機能、苦情解決制度の充実
- 福祉サービス利用者の権利擁護の推進
- 災害時等における要援護者の受入れ
- 福祉サービスに従事する人材の育成
- 新たな事業の開発、事業への参入 など

(3) 行政の役割

- 地域福祉を推進する団体への支援
- 地域住民、福祉サービス事業者との連携、協働
- 福祉ボランティアなどへの活動支援
- ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
- 福祉教育の推進
- 福祉に関する相談体制、情報提供体制の整備
- 保健、福祉、医療等の連携の推進
- 権利擁護事業の推進
- 地域福祉を担う人材及び福祉サービスに従事する人材の育成
- 災害時等における要援護者への支援体制の整備
- 事業者へのボランティア活動に関する啓発 など